

堺第7-3区共生の森 企業による森づくり連絡調整会 設置要綱

(目的)

第1条 「堺第7-3区共生の森 企業による森づくり連絡調整会」(以下「本連絡調整会」という。)は、堺第7-3区「共生の森」において、企業による森づくりを促進するため、企業が参画しやすい環境づくりを形成するとともに、府民、NPO、ボランティア、企業、学校等が展開する森づくり活動との調整や情報交換等を行うものである。

(参画企業)

第2条 堺第7-3区「共生の森」企業による森づくりの趣旨に賛同し、共生の森において、緑化・環境保全活動を推進する意向のある企業とする。

(企業の活動内容)

第3条 参画企業は、社会貢献・社会的責務の観点から、また、緑化・環境ビジネスの展開、福利厚生の中としての活用などを図ることにより、

(1) 企業・社員による緑化活動

(2) 府民・NPO等の活動支援となる苗木、肥料等の材料、資金提供、寄付

(3) 緑化・環境技術に関する実験・研究の展開による緑化

等の活動を自らの意思により実施していくものとする。

(活動対象地)

第4条 参画企業は、原則として、別添図面の範囲において活動を展開するものとする。

(活動内容の立案・調整)

第5条 参画企業は、活動内容等記載した活動計画書を作成し、事前に、大阪府と調整を行うものとし、管理方法等に関して協定を締結するものとする。

2 参画企業は、本連絡調整会に上記の活動計画を提案し、「共生の森」のランドデザイン、他の参画企業の活動内容等の調整を図るものとする。事務局は、参画企業の提案活動を府民・NPO等に情報提供をするものとする。

(活動内容の活用等)

第6条 企業が実施した活動結果や得られた成果は、大阪府と協議の上、公表・活用するものとする。

(活動における配慮事項)

第7条 参加企業は、その活動において、堺第7-3区が廃棄物最終処分場であることを踏まえ、関係法令や周辺環境への影響などに十分配慮するものとする。

(活動費用)

第8条 企業が行なう森づくり活動に要する費用は、当該企業において確保するものとする。

(行政の支援)

第9条 大阪府は、活動・研究等の場の提供、イベント・シンポジウムなど情報交換の場の設置、府の広報誌やホームページ等による企業協力のPR、森づくり活動への表彰などに努めるものとする。

(事務局)

第10条 連絡調整会の庶務を処理するため、事務局は、当分の間、大阪港湾局泉州港湾・海岸部事業推進課に置く。将来的には、参画企業による運営に移行するものとする。

(附則)

この要綱は、平成18年6月23日より施行する。

この要綱は、平成25年8月22日より施行する。

この要綱は、令和5年3月24日より施行する。